

換地処分に伴う住所変更の手引き

令和3年12月18日施行



はじめに

皆様がお住まいの鳥羽新田地区(面積 19.4ha)は、平成5年12月15日の事業計画の決定以降、健全な市街地を造成することを目的として、土地区画整理事業を行ってまいりました。

この間、都市計画道路山手環状線をはじめとした道路や鳥羽新田北公園、鳥羽新田南公園などの公共施設を整備改善し、土地の区画、形状が整理された良好な宅地を供給してきました。

平成5年当時の土地利用は、農地60%、宅地24%、公共用地6%でありましたが、現在は農地7%、宅地61%、公共用地26%と変化し、土地区画整理事業の効果により、地区内の人口は816人から2,000人以上に増加しております。

このたび、公共施設の整備や土地を所有する皆様の換地への移転が終了したことから、事業を終了させるための手続きである換地処分を行うこととなりました。

換地処分の公告を令和3年12月17日(金)に行い、その翌日から町名地番変更が実施され、住所が変わります。

この冊子では、住所変更が実施されることによって、どのような手続きが必要になるのかについて御説明いたします。

何かとお手数をおかけいたしますが、御理解と御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

※この地区は、土地の地番を住所・所在とする地区となります。

この地区の中で12月18日(土)以降に再度住所変更が必要となる方がいますので下記の内容を確認してください。

記

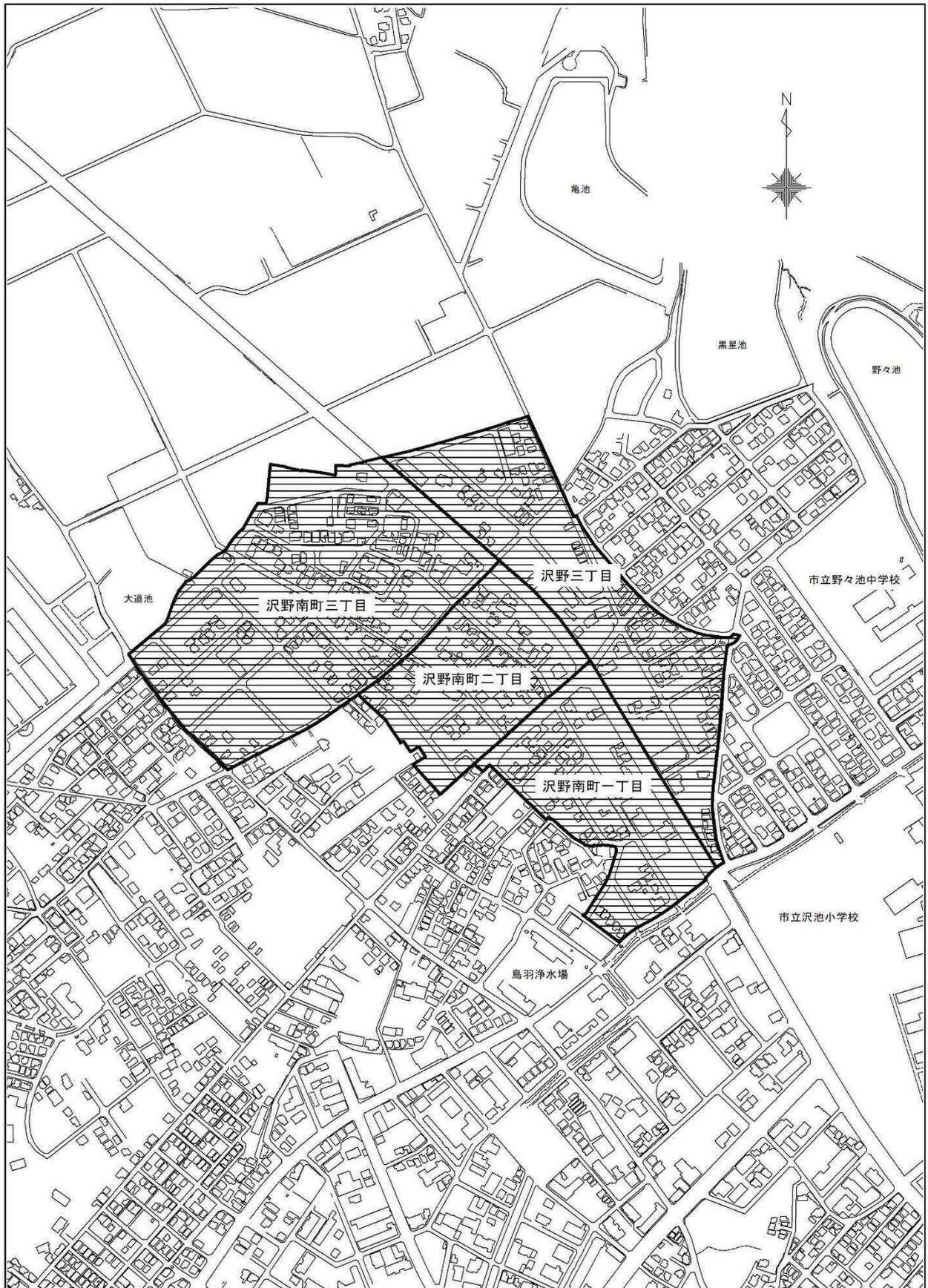
対象となる方は、換地処分公告後に土地の分筆を予定している土地(従前地分筆をしていない土地)にお住まいの方で一筆の土地の中に複数の住宅を建てている場合が該当します。

このようなケースの場合、換地処分公告による住所変更では、一筆の土地の中の複数の建物が同じ住所となる場合があります。また、今後、分筆により土地の地番が変更となった際には、居住者の申し出により住所を変更する必要があります。このため、各種住所変更の手続きを行う際には注意してください。

目 次

1. 住所変更区域図	1頁
2. 同封されている書類	2頁
(1) 鑑文	
(2) 換地処分に伴う住所変更の手引き	
(3) 町名変更通知書	
(4) 鳥羽郵便局からのお願い	
3. 町名地番変更実施後の手続について	3頁
(1) 市が職権で書き替えるもの	
(2) 法務局が書き替えるもの	
(3) 皆様御自身で住所変更の手続をするもの	

1. 住所変更区域図



2. 同封されている書類

(1) 鑑文

皆様への案内文書です。

(2) 換地処分に伴う住所変更の手引き

皆様が今御覧になっているこの冊子です。

町名地番変更の実施に伴う住所変更手続などを説明したものです。

(3) 町名変更通知書

皆様の新しい住所をお知らせするものです。(各世帯員に1部)

令和3年12月18日(土)からは、この通知書でお知らせする住所が新しい住所となります。

(4) 鳥羽郵便局からのお願い

鳥羽郵便局から皆様へのお願い文書です。必ず、ご一読ください。

※住所変更証明書は、実施日以降に明石市役所市民課より別途、郵送いたします。詳細は、本手引き

12頁の「※諸手続きにあたっての御注意」又は、町名変更通知書の裏面をご参照ください。

3. 町名地番変更実施後の手続について

令和3年12月18日（土）から、皆様の住所は別紙町名変更通知書のとおり変わります。それに伴い新しい住所への変更手続が必要となります。

(1) 市が職権で書き替えるもの

公簿等	変更欄	説明
住民基本台帳（住民票）、印鑑登録原票、選挙人名簿、国民健康保険被保険者台帳、戸籍の附票など	住所欄	市が新しい住所に書き替えます。

(2) 法務局が書き替えるもの

公簿名	書き替え欄
土地登記簿 建物登記簿	表題部の所在 ※法務局において新しい地番に変更されます。ただし、登記名義人などの住所については、申請があるまで変わりませんので、御自身で手続が必要となります。 (下記の表の(注)を参照)

(3) 皆様御自身で住所変更の手続をするもの

(こういうことは) 事項	(だれが) 該当者	(どこへ) 手続先	(いつまでに) 手続の期間	(なにをもって) 提出書類	摘要
土地・建物不動産の登記名義人住所変更登記(注)	変更区域内に住所があり、土地・建物不動産を所有している方	神戸地方法務局 明石支局 Tel078-912-5511	期限はありませんが、登記閉鎖解除後、早めに。 ※令和4年3月頃まで登記閉鎖により手続できませんので、注意してください。 ※法務局から登記閉鎖解除の連絡があれば、市のホームページで、お知らせする予定です。	①登記申請書 ②住所変更証明書 ③印鑑	住所変更証明書の提出により登録免許税は非課税になります。 ※ただし、町名地番変更実施以外の理由で変更事項がある場合、登録免許税が必要となる場合があります。
登記簿上の抵当権、地上権、賃借権、仮登記など権利者の住所変更登記(注)	左記について権利者として登記している方				

(こういうことは) 事 項	(だれが) 該 当 者	(どこへ) 手 続 先	(いつまでに) 手続の期間	(なにをもって) 提出書類	摘 要
会社などの法人の 本店、支店及び代表 者等の住所変更登 記	変更区域内で、 左記の登記をし ている法人とそ の代表者	神戸地方法務局 法人登記部門 Tel078-392-1821	実施日から2週間 以内	①登記申請書 ②住所変更証明書 ③印鑑	住所変更証明書の 提出により登録免 許税は非課税にな ります。 ※ただし、町名地番 変更実施以外の理 由で変更事項があ る場合、登録免許税 が必要となる場合 があります。
自動車運転免許証 の住所の変更及び 本籍欄変更(※1)	自動車運転免許 証をお持ちの方	明石警察署 交通第一課 Tel078-922-0110 又は 明石運転免許更新 センター Tel078-912-7061 (県内の警察署な らどこでも可)	実施日以降すみや かに	①運転免許証 ②住所変更証明書 などの証明書(発 行日から6ヶ月以 内のもの) ③黒色ボールペン	(※1)町名地番変 更実施によって本 籍が変更された場 合には本籍記載の 変更が必要ですの で、市民課窓口で無 料発行している本 籍の変更を証明す る変更証明書を持 って、手順願いま す。
自動車検査証の 住所変更	普通自動車等の 所有者・使用者	神戸運輸監理部 兵庫陸運部 Tel050-5540-2066	原則、15日以内	①車検証 ②住所変更証明書 (発行日から3カ 月以内のもの) ③代理申請の場 合、所有者・使用 者の記名のある委 任状 ④法人にあっては 登記事項証明書等	詳細は兵庫陸運部 に必ず確認してく ださい。
軽自動車届出済証 の住所変更	軽二輪車 (126cc~250cc) の所有者・使用 者		実施日以降すみや かに	①軽自動車届出済 証 ②住所変更証明書 (発行日から3カ 月以内のもの) ③代理申請の場 合、所有者・使用 者の記名のある委 任状 ④自賠償保険証明 書	

(こういうことは) 事 項	(だれが) 該 当 者	(どこへ) 手 続 先	(いつまでに) 手続の期間	(なにをもって) 提出書類	摘 要
軽自動車検査証の 住所変更	軽自動車の 所有者・使用者	軽自動車検査協会 兵庫事務所 Tel050-3816-1847	原則、15日以内	①自動車検査証 ②住所変更証明書 (発行日から3カ 月以内のもの)	詳細は軽自動車検 査協会に必ず確認 してください。
125cc 以下の原動 機付自転車及び小 型特殊自動車の住 所変更	自賠責保険等の 更新に新しい住 所が記載された 申告済書が必要 な方	明石市役所 市民税課 法人・諸税担当 Tel078-918-5014	所有される方の必 要に応じて手続し てください。	①申告済書 ②届出者の身分証 明書	旧住所記載の申告 済書がない場合は、 車両が特定できる 情報が必要です。 申請にあたっては、 所有者情報を正し く記載する必要があります。
法人県民税に関す る異動届	変更区域内に事 務所、事業所等 を設けている法 人	加古川県税事務所 Tel079-421-9282	実施日以降すみや かに	①異動届 ②住所変更証明書 又は変更後の全部 事項証明書	届出用紙は県税事 務所のホームペー ジからダウンロード できます。
個人市民税に関す る住所変更	手続の必要はあ りません。	明石市役所 市民税課 個人市民税担当 Tel078-918-5013	手続の必要はありません。		
法人市民税に関す る住所変更		明石市役所 市民税課 法人・諸税担当 Tel078-918-5014			
納税地等の異動に 関する届出	納税地等に異動 があった方	明石税務署 Tel078-921-2261	異動等後すみやか に	①届出書	詳細は税務署に必 ず確認してくださ い。
風俗営業許可証、深 夜酒類提供店、古物 営業許可証、質屋営 業許可証、銃砲刀剣 類等所持許可、金属 くず営業許可、警備 業届出、探偵業届出 等の記載事項変更 届	左記の許可証等 をお持ちの方等	明石警察署 生活安全第一課 Tel078-922-0110	遅滞なく、すみやか に	※各種変更届等様 式は、兵庫県警察 のホームページを ご確認ください。	詳細は明石警察署 に必ず確認してく ださい。
被爆者健康手帳等 の住所変更	被爆者健康手帳 等をお持ちの方	兵庫県原子爆弾被 爆者相談室 Tel078-361-8604	詳細については、直接、お問い合わせください。		
動物取扱業の住所 変更	動物取扱業者	明石市役所 あかし動物センタ ー Tel078-918-5797	詳細については、あかし動物センターまでお問い合わせくださ い。		

(こういうことは) 事 項	(だれが) 該 当 者	(どこへ) 手 続 先	(いつまでに) 手続の期間	(なにをもって) 提出書類	摘 要
病院 【住居表示・開設者 住所・管理者住所の 変更】	病院の開設者	明石市役所 あかし保健所 保健総務課 Tel078-918-5414	変更後 10 日以内	詳細については、 <u>保健総務課までお 問い合わせくださ い。</u>	手続が必要です。
診療所・歯科診療所 【診療所の所在地 の住居表示・開設者 住所（所在地）・管 理者住所の変更】	診療所・歯科診 療所の開設者				
施術所（あんま・ 鍼・灸・柔道整復） 【住居表示・開設者 住所（所在地）の変 更】	施術所の開設者				
歯科技工所 【歯科技工所の所 在地の住居表示・開 設者住所（所 在）地）・管理者住所の 変更】	歯科技工所の開 設者				
薬局、店舗販売業、 高度管理医療機器 等販売業貸与業の 住所変更	左記の許可を明 石市から受けて いる方		実施から 30 日以内	①変更届書 ②住所変更証明書 の写し	届出が必要です。 詳細については、 <u>直 接、お問い合わせく ださい。</u>
管理医療機器販売 業の住所変更	左記の届出を明 石市にしている 方				
毒物又は劇物の販 売業の住所変更	左記の登録を明 石市から受けて いる方				
麻薬施用者免許、麻 薬管理者免許、麻薬 小売業者免許の住 所変更	左記免許を受け ている方	明石市役所 あかし保健所 保健総務課 Tel078-918-5414 (麻薬業務所が明 石市外の場合を除 く)	実施から 15 日以内	①麻薬取扱者免許 証記載事項変更届 ②麻薬取扱者免許 証	
特定給食施設（給食 施設の所在地等）の 住所変更	特定給食施設の 設置者	明石市役所 あかし保健所 保健総務課 Tel078-918-5414	変更した日から 1 か 月以内	①特定給食施設届 出事項変更届	

(こういうことは) 事 項	(だれが) 該 当 者	(どこへ) 手 続 先	(いつまでに) 手続の期間	(なにをもって) 提出書類	摘 要
食品関係営業施設 (飲食店営業等)の 所在地変更	営業者	明石市役所 あかし保健所 生活衛生課 Tel078-918-5426	営業所の所在地を 新しい住居表示に 変更した許可証又 は届出済証が必要 になったとき	①許可証又は届出 済証 ②変更内容がわか る通知等	兵庫県が発行した 許可証等は再交付 できませんが、代わ りに証明書を発行 することができます。 許可更新時に新し い住居表示に変更 できます。
環境衛生関係営業 施設(理容所、美容 所、クリーニング 所、興行場、旅館、 公衆浴場、墓地・納 骨堂)の所在地変更	営業者	明石市役所 あかし保健所 生活衛生課 Tel078-918-5425	営業所の所在地を 新しい住居表示に 変更した許可証又 は検査確認証が必 要になったとき	①許可証又は検査 確認証 ②変更内容がわか る通知等	兵庫県が発行した 許可証等は再交付 できませんが、代わ りに証明書を発行 することができます。
国民健康保険被保 険者証の住所変更	左記の証をお持ち の方(又は世 帯主)	明石市役所 国民健康保険課 賦課係 Tel078-918-5022	住所変更後、数日程度で国民健康保険課 から新しい住所が記載された被保険者証 (70歳以上の方は被保険者証兼高齢受 給者証)を送付します。届いたら、御自 身で差し替え、古い被保険者証等を返送 してください。	対象の方には別途、 通知します。	
国民健康保険被保 険者証兼高齢受給 者証(70~74歳) の住所変更					
国民健康保険被保 険者資格証明書の 住所変更		明石市役所 国民健康保険課 収納係 Tel078-918-5023	住所変更後、数日程度で国民健康保険課 から新しい住所が記載された被保険者資 格証明書を送付します。届いたら、御自 身で差し替え、古い被保険者資格証明書 を返送してください。		
限度額適用認定証 の住所変更		明石市役所 国民健康保険課 管理係 Tel078-918-5021	住所変更後、数日程度で国民健康保険課 から新しい住所が記載された限度額適用 認定証又は限度額適用・標準負担額減額 認定証を送付します。届いたら、御自身 で差し替え、古い限度額適用認定証等を 返送してください。		
限度額適用・標準負 担額減額認定証の 住所変更					
特定疾病療養受療 証の住所変更			手続の必要はありません。		
後期高齢者医療被 保険者証等の住所 変更	左記の被保険者 証等をお持ちの 方	明石市役所 長寿医療課 後期高齢者保険係 Tel078-918-5165	住所変更後、1週間程度で長寿医療課から新しい住所が記載さ れた被保険者証等を送付します。届いたら、御自身で差し替え、 古い被保険者証等を返送してください。		

(こういうことは) 事 項	(だれが) 該 当 者	(どこへ) 手 続 先	(いつまでに) 手続の期間	(なにをもって) 提出書類	摘 要
高齢期移行者医療費受給者証の住所変更	左記の受給者証をお持ちの方	明石市役所 長寿医療課 高齢者医療係 Tel078-918-5026			住所変更後、速やかに新しい住所が記載された受給者証を送付します。届いたら、御自身で差し替え、古い受給者証を返送してください。
高齢重度障害者医療費受給者証の住所変更					住所変更後、1週間程度で新しい住所が記載された受給者証を送付します。(後期高齢者医療被保険者証に同封します。)届いたら、御自身で差し替え、古い受給者証を返送してください。
身体障害者手帳の住所変更	左記の手帳をお持ちの方	明石市役所 障害福祉課 Tel078-918-1344	実施日以降すみやかに	身体障害者手帳 ※代理の方の手続も可能です。	手続が必要です。
療育手帳の住所変更				療育手帳 ※代理の方の手続も可能です。	
精神障害者保健福祉手帳の住所変更				精神障害者保健福祉手帳 ※代理の方の手続も可能です。	
重度障害者医療費受給者証、自立支援医療(更生医療)受給者証、自立支援医療(育成医療)受給者証、自立支援医療(精神通院)受給者証の住所変更				受給者証 ※郵送での手続も可能です。詳しくは、 <u>お問い合わせください。</u>	
障害福祉サービス受給者証、児童通所サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証の住所変更				①受給者証 ②申請書 ※代理の方の手続も可能です。 ※郵送での手続も可能です。詳しくは、 <u>お問い合わせください。</u>	

(こういうことは) 事 項	(だれが) 該 当 者	(どこへ) 手 続 先	(いつまでに) 手続の期間	(なにをもって) 提出書類	摘 要
こども医療費受給者証、母子家庭等医療費受給者証、児童扶養手当証書の住所変更	左記の受給者証又は証書をお持ちの方	明石市役所 児童福祉課 Tel078-918-5027	手続の必要はありません。対象の方には、新しい住所が記載された受給者証を送付します。古い受給者証については、御自身で破棄してください。		
特別児童扶養手当証書の住所変更	左記の証書をお持ちの方		手続の必要はありません。		
介護保険被保険者証の住所変更	左記の被保険者証をお持ちの方	明石市役所 高齢者総合支援室 介護保険担当 Tel078-918-5091	手続の必要はありません。対象の方には、新しい住所が記載された被保険者証を送付します。届いたら、御自身で差し替え、古い被保険者証を返送してください。		
シニアいきいきパスポートの住所変更	左記のパスポートをお持ちの方	明石市役所 高齢者総合支援室 高年福祉担当 Tel078-918-5166	手続の必要はありません。		
厚生年金・国民年金受給者の住所変更届	厚生年金・国民年金受給者	明石年金事務所 Tel078-912-4983	できるだけすみやかに	年金受給権者住所変更届(添付書類不要。郵送可。ホームページからダウンロードできます。)	原則、手続の必要はありませんが、一部、手続が必要な方がいます。 <u>詳細は、年金事務所へお問い合わせください。</u>
厚生年金・国民年金加入者の住所変更届	厚生年金・国民年金加入者	原則、国民年金1号被保険者は、手続の必要はありません。 厚生年金2号及び国民年金3号被保険者は、勤務先に届出が必要です。			
パスポートの住所変更	パスポート所持者	兵庫県旅券事務所 本所 Tel078-222-8700	手続の必要はありません。(御自身で住所欄の住所を書き換えてください。)		
明石市競争入札等参加資格審査申請の住所変更	明石市に業者登録をしている方	明石市役所 財務室契約担当 Tel078-918-5012	必要書類がそろい次第すみやかに	<u>お問い合わせください。</u>	変更申請が必要です。

(こういうことは) 事 項	(だれが) 該 当 者	(どこへ) 手 続 先	(いつまでに) 手続の期間	(なにをもって) 提出書類	摘 要
水道料金及び下水道使用料の住所変更	手続の必要はありません。市が自動的に住所の変更をします。	明石市水道料金お客様センター Tel078-915-0270	手続の必要はありません。市が自動的に住所の変更をします。		
下水道事業受益者負担金の住所変更	猶予地を管理する受益者	明石市 下水道総務課 業務係 Tel078-934-9621	この度の変更では手続は不要です。 (※年一回(9月に) 発送する猶予調査票に新しい住所で届出してください。)	手続の必要はありません。市が自動的に住所の変更をします。	
電気料金(関西電力株式会社)の住所変更	契約者本人	関西電力株式会社 コールセンター Tel0800-777-8810	詳細については、左記の手続先へお問い合わせください。		
ガス料金(大阪ガス株式会社)の住所変更	契約者本人	大阪ガス株式会社 お客様センター Tel0120-7-94817	契約者本人からの申出が必要です。詳細については、左記の手続先へお問い合わせください。		
電話料金(NTT)の住所変更	契約者本人	NTT西日本 IPコールセンター Tel0120-116-116	手続の必要はありません。左記の手続先が自動的に住所の変更を行います。		
明石市立明石商業高等学校への住所変更	明石商業高等学校に在学している生徒	明石商業高等学校 事務局 Tel078-918-5950	できるだけ早く	「住所変更届」を記入し、担任を通じて学校に提出	「住所変更届」は学校の事務室に用意しています。お声かけください。

(こういうことは) 事 項	(だれが) 該 当 者	<u>問い合わせ先</u> <u>(※「手続先」に</u> <u>ついては、別途送</u> <u>付する「説明書」</u> <u>に掲載予定)</u>	(いつまでに) 手続の期間	(なにをもって) 提出書類	摘 要
住民基本台帳カード(写真付き)の住所変更	住所変更の証明書と併せて、説明書を送付します。	明石市役所 市民課 住民記録係 TEL078-918-5019			住所変更の証明書と併せて、説明書を送付します。
個人番号(マイナンバー)カードの住所変更					
通知カードの住所変更					
特別永住者証明書の住所変更					
在留カードの住所変更届					
みなし外国人登録証明書の住所変更					
戸籍(地区内に本籍のある方)	地区内に本籍のある方(戸籍の筆頭者及び配偶者)	明石市役所 市民課 戸籍係 TEL078-918-5079			変更届(申出書)が必要です。対象の方には、換地処分公告後、別途、案内文書等を送付します。
<p>その他の手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各種免許、許可、認可等の住所変更については、法律、条令等に定められた手続をしてください。 ● その他、銀行、保険、勤務先、学校(明石市立の小・中学校、幼稚園、保育所及びこども園並びに明石市放課後児童クラブを除く)など個人的なもので、住所変更を必要とするものについては、お手数でも御自身で手続をされるようお願いします。 					

※その他

- ◇ 日本郵便(株)明石郵便局より、今回町名地番変更実施に伴う住所変更のお知らせ用通信無料はがき（新しい住所を知人や取引先等にお知らせするためのはがき）が1世帯あたり50枚配布される予定ですので、御活用ください。なお、明石郵便局への住所変更手続は必要ありません。明石郵便局が自動的に住所の変更をします。詳細は、明石郵便局へお問い合わせください。
問い合わせ先 明石郵便局ナビダイヤル TEL 0570-066-571
- ◇ 明石市立の小・中学校、幼稚園、保育所及びこども園並びに明石市放課後児童クラブへの住所変更手続は必要ありません。市が自動的に住所の変更をします。

※諸手続にあたっての御注意

- ◇ 各種の住所変更手続は、変更実施日（令和3年12月18日）以降にお願いいたします。
それ以前に証明書をお持ちいただいても、住所変更手続を行うことはできませんので、注意してください。
- ◇ 住所の変更手続に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、あらかじめ関係各機関に詳細を電話等で御確認の上、手続願います。
- ◇ 法務局から登記閉鎖解除の連絡があれば、市のホームページで、お知らせする予定です。
- ◇ 住所変更証明書は、実施日以降に明石市に住民登録のある個人の方お1人につき2通を郵送いたします。追加の必要な方、法人につきましては、市役所市民課又はあかし総合窓口・各市民センター・サービスコーナーで、無料で発行いたします。

町名（住所）変更について御不明な点がございましたら

明石市役所 都市総務課 までお問い合わせください。

TEL 078-918-5037（直通）

土地区画整理事業について御不明な点がございましたら

明石市役所 区画整理課 までお問い合わせください。

TEL 078-918-5038（直通）

業務日時：月曜日～金曜日

8時55分～12時00分

13時00分～17時40分